

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

総社市長 片岡聡一

市町村名 (市町村コード)	総社市 (332089)	
地域名 (地域内農業集落名)	池田地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日、令和6年12月23日 (第1回、第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・耕作者間の協力体制。
- ・カメムシなどの病虫害被害。
- ・猪などの獣害被害。
- ・高齢化に伴う担い手不足。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・圃場の集約と区画の拡大による農作業の効率化。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

池田地区(槇谷、見延、宍粟)を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農振農用地区域内の農地(及びその周辺の農地)を農業上の利用が行われる区域とする。 現在の耕作者が耕作をやめた場合は、農地流動化推進員や周りの中心的担い手に相談して耕作者を探す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を進め、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な地域営農の持続を図るため、水路、農道、ほ場等の管理・更新を適切に実施し、必要に応じ基盤整備事業の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体が営農できるよう地域で取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
法面の草刈りや水路掃除などの地域の農地維持のため、必要な場合は、農作業受託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策(侵入防止柵や檻の設置など)に取り組む。
- ③スマート農業技術の導入により、農作業の効率化、農作業による身体の負担の軽減を図る。
- ⑤桃など果樹栽培の取組面積を拡大していく。
- ⑥バイオマスの活用に取り組んでいく。
- ⑧ハウス栽培に取り組んでいく。
- ⑨引き続き飼料用米の生産体制を整備し、水田の有効利用に取り組む。